

令和8年6月30日

陳 情 文 書 表

環境農政常任委員会

陳情番号	103-2	付議年月日	8. 5. 25
件名	株式会社藤川商店における数々の条例違反に対する厳正な処分、並びに神奈川県のおずさんな公文書管理と行政の不作為の是正を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
環境農政常任委員会	厚木市旭町4-10-19 FJビル301 坂根 輝		
●陳情の趣旨 1 無許可での大規模設備改修に対する徹底調査と厳正な処分の実施 株式会社藤川商店が平成4年や2017年に行った製造設備の全面改修や最新鋭ミキサの導入などについて、条例で義務付けられている「変更許可申請」等が行われていない疑いが強い。県に対し、直ちに立入検査を実施し、条例違反の事実を解明した上で、厳正な処分を下すよう求めること。 2 指定事業所表示板の未設置に対する早急な是正指導 「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」第6条等により設置が義務付けられている「指定事業所であることを示す表示板」が、同事業所に設置されていない。県に対し、速やかに現地確認を行い、確実に設置させるよう指導を求めること。 3 自動車出入口の無許可変更に関する事実関係の調査と是正命令 生コンクリートプラントを設置する事業所において変更許可が必要な「自動車の出入口の位置」について、過去と現在で出入口が変更されているにもかかわらず、手続きが行われていない疑いがある。この事実関係を調査し、違反状態の是正を命じるよう求めること。 4 長期間にわたる未申請・未届出状態の抜本的解消 旧神奈川県公害防止条例に基づく「設置許可申請書」や「事業開始届出書」など、事業運営の根幹に関わる手続文書が県において「不存在」とされている。同社が適法に事業を行っているか根本から見直し、必要な申請・届出を遡って適正に履行させるよう県に求めること。 5 「指定工場基本台帳」の記載不備の是正と管理体制の改善 県から開示された「指定工場基本台帳」において、必須項目であるはずの「事業開始年月日」が空欄のまま放置されている。このようなずさんな台帳管理の実態を究明し、適正かつ正確な情報の管理体制を構築するよう求めること。 6 重要行政文書が「不存在」となる公文書管理体制の抜本的見直し 指定工場・指定事業所に係る各種許可申請・届出書類が、県央地域県政総合センターのみならず全庁的に「物理的不存在」とされた異常な事態について、県の公文書管理体制の不備を議会として検証し、改善を促すこと。 7 文書廃棄プロセスの透明化と追跡可能な記録体制の整備 行政文書が保存期間満了で廃棄された場合であっても、「保存文書等引渡書」に個別事業所名が記載されていないため、廃棄の事実や経緯すら追跡できない運用が行われている。県民の知る権利を保障するため、個別の事案が追跡可能な記録体制へ改めるよう求めること。 8 県央地域県政総合センターの「不作為」に対する是正勧告 県民からの具体的な法令違反の通報に対し、担当課は「事実確認を行い、必要な対応を進める」と回答しながら、実際には実効性のある対応を怠っている。この行政の不作為に対し、速やかに具体的な行動を起こすよう強く指導すること。 9 厚木市など関係自治体・関連部局と連携した監視体制の構築 当該事業所の違反事項を漏れなく是正するため、神奈川県単独での対応にとどまらず、騒音規制等の窓口である厚木市生活環境課等の関連部局と緊密に連携した実効性ある監視体制を構築す			

るよう求めること。

1 0 県内の指定事業所に対する定期的な監査・立入検査の強化

本件のように、長期間にわたり事業者の条例違反が放置され、県の書類も散逸するという事態を未然に防ぐため、県内の全ての指定事業所に対する定期的な監査や立入検査の仕組みを強化・徹底するよう県当局に求めること。

●陳情の理由

1 株式会社藤川商店に係る数々の条例違反と県の看過について

同社はコンクリート圧送業等を行う指定事業所（指定工場）ですが、法令上義務付けられている複数の手を怠っている疑いが強く、県はこれを看過し続けています。

(1) 度重なる大規模設備改修に伴う変更許可申請等の不履行

同社のWebサイトや会社情報図書によれば、同社は「平成4年8月に製造設備を全面改修」、「2004年にベルトコンベヤー及びヤードの改良」、「2006年にコンクリート排水処理施設新設」、「2017年に最新鋭ミキサ及び最新鋭操作盤の導入」など、複数回にわたり大規模な設備の変更を行っています。これらは指定施設の種類・数・規模の変更等にあたり、旧神奈川県公害防止条例第7条（指定工場等の位置等の変更の許可）や、現行の神奈川県生活環境の保全等に関する条例第8条（変更の許可）および第10条（変更の届出）に基づく手続が必須です。しかし、行政文書公開請求の結果、県はこれらの「変更許可申請書」や「変更完了届出書」を一切保有しておらず（物理的不存在）、同社が無許可で設備の変更を繰り返してきたことは明白です。

(2) 自動車出入口の位置の無許可変更

生コンクリートプラント等の施設を設置する指定事業所において、自動車の出入口の位置を変更する場合は変更許可申請が必要とされています。同社は昭和46年当時と現在とで事業所レイアウトが大きく変わり、出入口も変更されているにもかかわらず、その申請が行われていません。

(3) 指定事業所表示板の未設置

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第6条（表示板の掲示）により、指定事業所の名称や許可年月日等を記載した表示板を公衆の見やすい箇所に掲示することが義務付けられていますが、同事業所には設置されておらず、明確な条例違反状態にあります。

2 神奈川県の極めてずさんな行政文書管理の実態について

本件を通じて、県の公文書管理体制が機能していないことが露呈しました。

(1) 基本台帳における重要事項の記載漏れ

県から開示された「指定工場基本台帳」には、許可年月日（昭和47年4月22日）の記載はあるものの、指定工場として最も基本的な情報である「事業開始年月日」が空欄のまま放置されています。

(2) 文書の存在確認および廃棄の根拠すら追えない管理体制

旧条例第3条に基づく「設置許可申請書」や第6条に基づく「事業開始届出書」など、事業の根幹に関わる重要な当初の行政文書が存在していません。仮に保存期間満了で廃棄されたのだとしても、文書課長等が作成した「保存文書等引渡書」には個別事業所名が記載されておらず、いつ、いかなる根拠で廃棄されたのか（あるいは最初から提出されていなかったのか）の追跡すら不可能な状態です。このことは県の行政の透明性と信頼性を著しく損なうものです。

3 県央地域県政総合センターの不作为について

私は、令和8年1月9日付で県央地域県政総合センター環境保全課に対し、上記に類する条例違反事項の是正を求める申出等を行いました。これに対し、県からは令和8年1月16日付で「通報内容について事実確認を行い、必要な対応を進める」との回答を受領しました。しかしながら、同社に対する立ち入り検査や是正指導など、実効性のある対応が速やかに行われている形跡はなく、重大な違反状態が放置され続けています。

陳情番号	107-3	付議年月日	8. 6. 23
件 名	藤沢市宮原地区における宗教施設（モスク）建設計画に関する陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
環境農政常任委員会	横須賀市野比2-20-15 米 谷 八州春 外125人		
【陳情の趣旨】 私たちは、藤沢市宮原地区で計画されている宗教施設（モスク）の建設について、地域住民の生活環境、安全及び地域社会との調和の観点から強い懸念を抱いております。 宗教の自由は憲法上尊重されるべき重要な権利であります。 しかしながら、一定規模以上の宗教施設は、礼拝や集会等により短時間に多数の利用者が集中する特性を有しており、交通混雑、違法駐車、騒音、周辺環境への影響等、地域住民の生活環境に大きな影響を及ぼす可能性があります。 特に本計画は住宅地周辺における施設建設であり、地域住民に対して十分な説明や理解を得るための対応がなされているとは言い難い状況です。 また、現行制度においては、建築基準法及び都市計画法上の基準を満たしている場合であっても、地域社会への影響、住民との調整、運営実態等について十分な検証が行われないまま計画が進行する事例が存在しております。 さらに、本建設計画における建築主及び将来の運営主体の実態についても、住民として大きな懸念を抱いております。 建築主は宗教法人名義となっている一方で、実際の資金拠出者、意思決定者、運営主体等について十分な情報公開がなされておらず、宗教法人が実態を伴った責任主体であるかについて慎重な確認が必要であると考えます。 仮に、宗教法人が実質的な管理・運営責任を負わず、第三者が資金や運営を実質的に支配している場合には、宗教法人制度の趣旨に照らしても適正性が問われる可能性があります。 欧州諸国においては、大規模宗教施設の建設及び運営をめぐり、交通問題、住民対立、行政の後追い対応等が社会問題化した事例も存在しており、神奈川県においても同様の混乱を未然に防ぐため、慎重かつ適切な対応が求められます。 よって、神奈川県に対し、下記事項について強く陳情いたします。 【陳情事項】 一、本建設計画が建築基準法、都市計画法その他関係法令に適合しているか、慎重な確認を行うこと。			

二、建築主とされる宗教法人が、実態を伴った責任主体であるかについて確認を行うこと。

三、資金の出所、土地取得の経緯、運営体制及び責任の所在について、必要な範囲で実態確認を行うこと。

四、礼拝日及び集会開催時等における交通混雑、違法駐車、騒音その他生活環境への影響について、関係機関と連携し必要な調査及び指導を行うこと。

五、周辺住民への十分な説明、情報公開及び意見聴取の機会が確保されるよう必要な対応を行うこと。

六、今後、神奈川県内における大規模宗教施設建設について、地域社会との調和を図るための指針及び制度整備について検討を行うこと。

地域住民の生活環境と安全を守る観点から、行政による適切かつ慎重な対応を求め、ここに署名いたします。